

# 入札公告

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会公告第1号

条件付き一般競争入札を執行するので、社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会定款第34条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年8月16日

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会 会長 青木 一夫

## 1 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) 障がい者支援センターあすなろ 新築工事
- (2) 工事箇所 那須烏山市 中央2丁目
- (3) 工事概要
  - ・障がい者支援センターあすなろ 鉄骨造平屋建て 一式  
延床面積：481.70 m<sup>2</sup> 建築面積：529.96 m<sup>2</sup>
  - ・エコハウス（石鹼製造作業所） 鉄骨造平屋建て 一式  
延床面積：84.50 m<sup>2</sup> 建築面積：84.50 m<sup>2</sup>
  - ・倉庫 鉄骨造平屋建て 一式  
延床面積：15.00 m<sup>2</sup> 建築面積：15.00 m<sup>2</sup>
  - ・外構工事 門扉・駐車場整備等 一式
  - ・解体工事 既存建物解体 一式  
鉄骨造平屋建て 延床面積：472 m<sup>2</sup>
- (4) 工期 平成24年3月10日限り
- (5) 予定価格 金147,000,000円（消費税等を含まない額。）
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、最低制限価格を適用する工事である。

## 2 入札参加形態等

特定建設共同企業体による参加(構成員の数 3者以内)

(ただし、代表構成員にあつては、建築一式工事において、特定建設業の許可を受けていること。また、その他の構成員にあつては、建築一式工事において、特定建設業又は一般建設業の許可のいずれかを受けていること。)

### 3 入札手続き等

#### (1) 発注担当

区分	担当課	電話番号	所在地
入札担当	社会福祉法人那須烏山市社会福	0287-88-7881	那須烏山市田野倉85番地1
工事担当	祉協議会 片岡		

#### (2) 入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧	平成23年8月16日(火)から 入札日の前日まで	社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会 片岡
競争参加資格確認申請の受付	平成23年8月16日(火)から 平成23年8月29日(月) 午後4時まで	社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会 片岡 電 話 0287-88-7881 F a x 0287-88-9747
質問の受付		文書又はFAXのみ受付
競争参加資格確認通知	平成23年8月31日(水)	電話若しくは文書にて通知する。
質問への回答		質問者に対して回答する。
疑義の受付終了	平成23年9月2日(金) 午後4時	
疑義への回答	平成23年9月5日(月)	
入札	平成23年9月8日(木) 午後1時30分	那須烏山市保健福祉センター 検診室
開札後の審査書類の提出	開札日の翌々日の午後5時まで	(1)に示す入札担当へ提出すること。
<p>※ 申請書類等については、社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会公式ホームページからダウンロードできる。</p>		

(注) 1 期間を定めたものについては、土曜、日曜、正午から午後1時までを除く。

2 入札及び開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

#### 4 競争に参加できる者の条件

(1) 本工事の競争入札に参加できる者は、次のとおりである。

なお、特定建設工事共同企業体に関するその他必要な事項は、那須烏山市建設共同企業体取扱規程によるものとし、本工事の競争入札参加資格申請と併せて、今回同時に建設工事入札参加資格申請をし、審査を受け一般競争入札参加資格の認定を受けるものとする。

条 件	条件適用 の有無	内 容	
ア 競争参加資格確認申請の受付期限日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。	有		
イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。	有		
ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。	有		
エ 栃木県の建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。	有		
オ 右の条件を満たす、建設業法第3条の規定に基づく主たる営業所となる本店又は同法同条に基づくその他営業所となる支店又は営業所があること。	有	代表構成 員	那須烏山市、那珂川町、大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町内に本店があること。
		その他の 構成員	那須烏山市、那珂川町内に本店があること。

<p>カ 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において右に掲げる認定及び格付（現に有効なもの）を受けている者であること。</p>	有	代表構成員	工 種	建築一式工事
			格 付	A級以上
			総合点数	770 点以上
		その他の構成員	工 種	建築一式工事
			格 付	B級以上
			総合点数	-
<p>キ 代表構成員が、完成引き渡し完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。</p>	有	/		
<p>ク 右に掲げる資格等を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。また、本工事に専任配置する技術者については経營業務の管理責任者及び本店等の専任技術者でないこと。</p> <p>なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。</p>	有	代表構成員	1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等	
		その他の構成員	1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等	
<p>ケ 代表構成員は、完成引渡しが完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請として受注（特定建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。</p>	有	/		
<p>コ 本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>なお、資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。</p>	有	(株)酒井建築設計事務所		

<p>(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。</p> <p>(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。</p>		
<p>サ 右の条件を満たす人数以上の国家資格等を有する者を雇用（開札日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。）していること。</p>	無	
<p>ス その他については、栃木県条件付き一般競争入札公告共通事項1に示す条件を満たしていること。</p>		

(2) (1)のキ及びケにおける同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ①平成8年度以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、又は市町村発注の請負工事金額1,000万円以上の建築一式工事
- ②平成8年度以降に完成引き渡し完了した建築物で鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造の建築一式工事

(3) 配置予定技術者又は国家資格者等にあつては、開札日現在において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

#### 5 競争参加資格確認申請及び開札後の審査書類の提出

(1) 本工事の競争入札に参加を希望する者は、3の(2)に示す競争参加資格確認申請の受付期間に次により競争参加資格確認申請書類を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- ・ 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（特定JV用）
- ・ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（特定JV用）
- ・ 施工実績資料

##### イ 申請の方法

提出する書類等（以下、「申請書等」という。）は、持参により提出すること。

ウ 申請書等の作成説明会は行わない。

エ 申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。

オ 競争参加資格の確認は、申請期限日現在で行い、その結果は3の(2)に記載の期日をもって通知する。

カ 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

キ 申請の受付期間に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者は、競争参加資格の確認を行うため、3の(2)に示す開札後の審査書類の提出期限までに、次に掲げる競争参加資格の審査に必要な書類を持参により提出しなければならない。

ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業許可申請書

ウ 建設業の許可の通知

エ 栃木県一般競争(指名競争)入札参加資格及び格付決定通知書の写し

オ 最新の総合評定値通知書(申請中の場合は、総合評定値請求書)の写し

カ 建設業許可申請書様式第1号及び別表の写し。また、所在地に変更があった場合は変更届出書の写し

キ 現在事項全部証明書(公告日以後に交付を受けたものに限る。)の写し

ク 企業の施工実績について、当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類(竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等)

ケ 配置予定技術者の資格について、国家資格等にあつては当該資格証明書等の写し、また監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しと本人確認のための運転免許証の写し

コ 配置予定技術者が経營業務の管理責任者及び本店等の専任技術者でないことを証明する書類{最新の経營業務の管理責任者証明書{栃木県様式の様式第7号(第三条関係)}及び専任技術者証明書{様式第8号(1)(第三条関係)}に記載されている者が、当該配置予定技術者でないこと。}

サ 配置予定技術者の施工経験について、当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類(竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等)(金額1,000万円以上のもの)

シ 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証(所属建設業者名が記載されているものに限る。)の写し(健康保険被保険者証以外の書類はこれを証明する書類として認めない)。

(3) 競争参加資格の審査に必要な書類は、3の(2)に示す開札後の審査書類の提出期限までに持参により提出する。

(4) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者へは、文書により通知する。競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

## 6 設計図書の閲覧等

- (1) 設計書、図面及び仕様書（以下、「設計図書」という。）は、3の（2）に示す設計図書の閲覧期間に閲覧する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面（様式は自由）により、3の（2）に示す質問の受付期間中に提出すること。提出は持参又はファクシミリによるものとする。
- (3) 質問への回答は、質問者に対し書面により行う。

## 7 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 8 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の一式を3の（2）に示す入札の日に入札書と一緒に提出すること。
- (3) 工事費内訳書は、見積もった入札価格の積算基礎となるものであり、設計書の項目と同項目とで作成され、かつ入札価格と整合したものであること。
- (4) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利を生じさせるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

## 9 入札の方法

- (1) 入札の日時及び場所  
3の（2）に記載のとおり。
- (2) 入札書等の提出方法  
ア 入札書等は、持参により提出すること。  
イ 入札書は封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて工事費内訳書の一式と併せて提出のこと。封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を記載すること。
- (3) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令を守ること。
- (4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 入札執行回数は1回とする。
- (9) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (10) 入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。辞退届を提出せず、入札の日時までに入札書を持参しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

#### 10 最低制限価格の設定

- (1) 最低制限価格が設定されている。
- (2) 最低制限価格未満の入札額（消費税を含まない額）は失格とする。
- (3) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。
  - ア 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。
  - イ 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
  - ウ 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。

#### 11 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
  - イ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。
  - ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
  - エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
  - オ その他入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 5の(1)のオの通知により競争参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札のときまでに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者の入札は無効とする。

#### 12 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、予定価格以下で最低制限価格以上の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者について5の(2)による競争参加資格を審査の上、決定する。ただし、落札者となるべき者が5の(2)による競争参加資格の審査に必要な書類を提出期限までに提出しないとき、又は、落札者となるべき者の競争参加資格の審査の結果、競争に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、予定価格以下で最低制限価格以上の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を、5の(2)による競争参加資格の審査の上、落札者とすることがある。
- (2) 落札者決定の結果については、落札者となるべき者から5の(2)による競争参加資格の審査に必要な書類が提出された日の翌日から起算して2日以内に通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

### 1.3 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置予定技術者資料（様式第4号）に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

### 1.4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。

### 1.5 請負契約書

請負契約書の作成を要する。

### 1.6 支払条件

(1) 前金払 請求できる。

ただし、3,000万円を上限とする。

(2) 中間前金払 請求できない。

(3) 部分払 請求できない。

### 1.7 その他

(1) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。

イ 工事の施工に必要な建築資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。

(2) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、提出した書類、資料の差し替えは認められない。

(3) その他定めのない事項等は栃木県条件付き一般競争入札公告共通事項及び那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項を準用する。